

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

## 山梨厚生年金 事案 161

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 61 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 4 月 1 日から 61 年 8 月 31 日まで A 事業所 B 課に非常勤嘱託職員として勤務した。ハローワークに提出した離職票に 8 月 31 日離職となっており、厚生年金保険だけが 8 月 30 日までとされていることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する A 事業所長名の「辞令書」、及び同事業所の回答並びに雇用保険の記録により、申立人が昭和 61 年 8 月 31 日まで同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A 事業所が保管する人事異動通知書整理台帳によれば、申立人が退職した年度における退職者に係る退職日の翌日は、申立人を除き、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致していることから、申立人の離職日である 61 年 8 月 31 日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考えがたい。

さらに、A 事業所における厚生年金保険加入者のうち、昭和 50 年代に資格取得した 117 人の資格喪失日を調査したところ、月末喪失者は申立人を含め二人しかおらず、ほとんどの者が月の初日喪失となっていることが確認できる。

加えて、A 事業所からの文書による陳述書において、同事業所が保管している出産休暇に係る「電話収発用紙」の記載内容により、退職日が決定したのは

昭和 61 年 8 月 26 日だったことが確認できることから、同月 16 日支給の給与支払時点では、通常どおり 8 月分の厚生年金保険料を控除したと推測できると回答している。

これらを総合的に判断すると、61 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の 61 年 7 月に係る社会保険事務所の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成12年1月から同年9月までは30万円、同年10月から13年9月までは28万円、同年10月から同年12月までは26万円に訂正することが必要である。

また、上記期間のうち、平成12年10月から13年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から14年1月31日まで

運送会社で肥料配達の仕事をしていたが、急に会社が倒産した。社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が19万円とされているが、毎月支給されていた給与の金額と大きく相違しており、納得がいかない。申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係るA社は、平成14年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年2月7日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、12年1月から同年9月までの間の30万円、同年10月から13年9月までの間の28万円、同年10月から同年12月までの間の26万円それぞれが、さかのぼって19万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような事務処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所

に当初届け出たとおり、平成12年1月から同年9月までは30万円、同年10月から13年9月までは28万円、同年10月から同年12月までは26万円とすることが妥当である。

一方、上記期間のうち平成12年10月から13年12月までの期間については、申立人はその所持する給与支給明細書から、当該期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の平成12年10月から13年12月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間に係る月額給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、12年10月から13年12月までの全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和45年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和44年4月から同年5月までは1万8,000円、同年6月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から45年3月までは2万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月1日から45年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から45年4月1日までの4年間、A社に勤務していた。同僚のBさんとCさんは私と一緒に辞めたので証言してくれるはずである。確かに4年間勤務していたので、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによると、申立人の資格喪失日は昭和45年4月1日であることが確認でき、同年4月3日にD社会保険事務所に提出した旨の確認印が押印されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人の被保険者資格喪失年月日は、昭和44年4月1日と記載されているものの、同年6月1日の月額変更届の記録として2万6,000円の標準報酬月額の記載と、同年10月1日の定時決定の2万4,000円の記載が後になって二重線で抹消されていることが確認できることから、申立人は45年3月31日まで在籍していたものと推認できる。

さらに、一緒に退社したとする同僚2人の資格喪失日は昭和45年4月1日と記録されており、同僚の証言からも申立人と一緒に退社したとしていること

から、社会保険事務所が資格喪失日を誤って 44 年 4 月 1 日と記載したと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和 45 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する被保険者原票の記録から昭和 44 年 4 月から同年 5 月までは 1 万 8,000 円、同年 6 月から同年 9 月までは 2 万 6,000 円、同年 10 月から 45 年 3 月までは 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

## 山梨厚生年金 事案 164

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

私は、木材を扱う会社に昭和 34 年 11 月 1 日に入社し、40 年 1 月末日に退職した。その間、事業所は変わったが退職したことは無く、山から木材を切り出す作業の現場監督をしていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所は変わったが退職したことはなかったと申し立てているが、当時の事業主及び複数の同僚からは、申立人の申立期間当時における在籍の有無及び厚生年金保険料の給与からの控除についての明確な証言を得ることができず、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立人は、雪で山に入れない季節には木材を貨車に積み込む作業、入札業務等に従事したと主張しているが、申立期間当時の記憶が定かでなく、それらの業務が申立期間に行われたと特定することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無く、申立人については、整理番号\*番で昭和 34 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得、36 年 1 月 21 日に同資格喪失、整理番号\*番で同年 5 月 1 日に同資格取得となっており、他の同僚においても資格喪失後 3 か月で再度資格を取得した同様の例が複数見られる。

加えて、同名簿上の算定基礎届の年月日も適正で、不自然な訂正等の痕跡が無い上、社会保険庁の記録では、資格喪失時の標準報酬月額が 1 万 4,000 円、再度資格を取得した時の標準報酬月額が 1 万 2,000 円となっていることから、事業主による届出は適正に行われたものと考えられ、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 165

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 43 年 2 月まで

A自動車道の工事のため、元請と一緒にB市に来ていた鉄筋工の親方に採用されて仕事をした。給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかはよく覚えていないが、退職後には失業保険を受給したことを覚えており、厚生年金保険の加入手続もしてくれたのではないかと思うので、勤務した期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A自動車道の工事のためB市に来ていた鉄筋工の親方(申立人の記憶では「C」)に採用され、勤務したと主張しているが、社会保険庁の記録により、「C」について調査したものの、申立人が主張する所在地に該当事業所は確認できない。

また、「C」と類似の名称についても事業所名検索を行ったが、申立てに係る事業所と思われる適用事業所は見当たらず、氏名等による未統合の厚生年金保険の記録の検索でも申立人のものと思われる記録は見付からなかった。

さらに、B市の工事区間においてA自動車道工事を行った元請事業者に照会したが、当時の工事関係帳簿は既に廃棄され、下請業者の事業所名を確認できる資料は無いため、当該工事における下請事業所は特定できない上、申立人には勤務当時の同僚及び給与を受け取った事業所担当者の氏名の記憶が無いため、申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する証言を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間の前後を通じて国民年金に加入し、申請免除により保険料納付を免除されていたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から48年4月1日まで

私は、昭和43年ころ、A社に入社し、経理担当のB氏から健康保険や年金に加入する旨の説明を受けた覚えがあり、厚生年金保険に加入していたはずであるが、申立期間について厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年3月から48年3月までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、同事業所の元社長及び元事務・労務担当者は「当時、厚生年金保険に加入していたのは、正社員（現場監督、事務職員等）のみであり、一般作業員は加入してなかった。」と証言しており、元社長及び複数の元同僚は「申立人は、一般作業員であった。」と証言していることから、申立人は当時、一般作業員として同事業所に勤務はしていたものの、厚生年金保険には加入していなかったと推認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同原票において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 167

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 3 日から 34 年 6 月 10 日まで  
急に兄のクリーニング店を手伝わなければならなくなったため、申立期間に勤めていたA社を退職し、会社の寮に荷物を残したまま帰郷することとなったので、会社からは退職に関する手続や脱退手当金について説明を受けた覚えは無く、後に会社から送られてきた荷物に厚生年金保険被保険者証なども入っていなかった。それなのに脱退手当金を受給したことになっていることは納得がいかないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年10月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を自営業の兄を手伝うために退職し、昭和47年まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがええない上、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。